

大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業実施要領

(目的)

第1 この事業は大分県内に所在する企業若しくは個人事業主が取り組む、県内在住の障がいのある作家が制作した作品や作品のデザインを取り入れたグッズを大分県のふるさと納税の返礼品として登録・発送するほか、県公式 EC サイト「おんせん県おおいた公式オンラインショップ」における商品登録・発送を中間支援し円滑化するために要する経費の一部を助成することにより、障がい者の社会参加を推進することを目的とする。

(事業実施主体)

第2 この事業の実施主体は、県内に所在する法人、任意団体、個人とする。

(事業内容)

第3 対象となる事業は、以下のとおりとする。

- (1) 県内の作家が制作した作品や作品のデザインを取り入れたグッズを大分県のふるさと納税の返礼品として登録し、納税を受けた際に発送し、作家へ納税額の一部を支払う
- (2) 県公式 EC サイト「おんせん県おおいた公式オンラインショップ」運営事業者と連携し、作品のデザインを取り入れたグッズを EC サイトへ掲載、受注後に運営事業者へ当該グッズを納品し、作家へ販売額の一部を支払う

(事業実施計画承認申請書の提出及び認定)

第4 事業実施主体は、大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業実施計画承認申請書(様式第1号)に事業計画書(交付要綱第2号様式)を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、前号に掲げる書類の提出を受けた場合、内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施計画の認定を行い、大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業認定通知書(様式第2号)により、事業実施主体あて通知するものとする。

(認定基準)

第5 事業実施計画の認定に当たっては、次の各号を考慮し、総合的に判断するものとする。

- (1) 実施主体の運営体制(従業員体制、財務状況)
- (2) 県内の障がいのある作家への認知・理解度
- (3) 実施主体の従業員等のこれまでの EC サイト等への関与実績

(事業の実施)

第6 事業実施主体は、本事業の趣旨に沿って適正に事業を実施するものとする。

(助成措置)

第7 知事は、認定された事業について、予算の範囲内で、別に定める大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

(補助金助成後の運営)

第8 補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間は、本事業により実施した製品等の使用の継続に努めなければならない。

(成果の報告等)

第9 知事は、本事業終了後においても、事業実施主体にその後の状況や成果について報告を求め、現地調査をすることができる。

附則

この要領は、令和8年度の予算に係る大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業費補助金から適用する。

様式第1号（要領第4関係）

年度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業実施計画承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

法 人 名
法 人 所 在 地
代 表 者 職 ・ 氏 名

年度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業実施計画について、認定されるよう大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業実施要領第4の規定により申請します。

添付資料

- (1) 事業計画書（交付要綱第2号様式）
- (2) 積算の根拠が確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

様式第2号（要領第4関係）

年度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業認定通知書

第 号
年 月 日

法 人 名
法 人 所 在 地
代表者職・氏名

大分県知事

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業実施計画について認定したので、大分県障がい者芸術ふるさと納税等中間支援事業実施要領第4の2の規定により通知します。

なお、提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、この認定を取り消す場合があります。